

浦和大学発

研究レポート

□4□

戦前、保護者の労働保障と結果的に乳幼児の福祉を増進して始まった保育所は戦後、させる基盤となることにある。1947年制定の児童福祉法とされていきました。つまり保
よりの児童福祉施設として規 保育所は、保護者の就労保障を
定されました。当時、保育所 目的とする施設ではなく、乳
の目的は、第一に保護者が働 幼児の福祉の増進を図ること
き生計が補助されることによ を目的とした施設と位置付け
り乳幼児の生活と発育を保障 られ、保育所での共同生活は
することになること、第二に 乳幼児の福祉増進の手段とし
乳幼児が共同生活すること て積極的に評価されていたの
により正しい社会性と心身の です。

健康な育成が可能であるこ しかし50年代以降、保育政
と、第三に女性が経済・文化 策は、労働政策や家族政策の
・政治的活動に参加しあるい 間で翻弄（ほんろう）されま
は教養を受け休養することが す。例えば63年の経済審議会

の答申は、高度経済成長途上 企業の要望に応えたといえる 打ち出されます。93年に発表
の人手不足を背景に「女性の でしょう。60年代半ばからの された厚生省児童家庭局長私
労働力の活用」を強調します 保育所設置要求運動は、革新 的諮問機関「これからの保育
が、一方で政府は非行、情緒 自治体を中心に保育所の設置 所懇談会」の提言では「乳児
障害等の児童問題の原因は母 を進めましたが、「母親よ、 保育や延長保育、一時的保育
子の愛情の欠落にあるとする 家庭へ帰れ」の志向は維持さ など特別保育といわれている
「3歳児神話」を採用し、中 れ、乳児保育や延長保育の要 事業を、保育所の一般の機能
央児童福祉審議会・保育特別 求を排除した消極的な保育政 として受け入れるという姿勢

五十嵐 裕子 こども学部こども学科教授

誰のための保育制度か

部会は63年に、家庭保育を原 策が続けられます。

則とし母親に保育責任を求め 90年代になると、少子化対
る「保育7原則」を発表しま 策、少子高齢社会での女性活
す。これにより保育需要は抑 用の必要、男女共同参画社会
制され、結果的に低賃金の主 の推進等を背景に、「子育て
婦パートタイマーを産出して 支援」として積極的な政策が



が必要」であり「多様化する たちの成長・発達を保障し、
保育ニーズに適切に対応でき 権利を守るものになってい
るよう、各種保育サービスの 急ぐあまり保育の質がな
ます。そして多様なニーズに おざりになっていないでし
対応するための方策として、 うか。子どもを育む保育が女
2000年以降民間企業の参 性や労働、社会経済と切り離
入等の保育制度の規制緩和、 せない問題であるとしても、
民間サービスの拡大が図られ 保育政策の対象はあくまで
ました。15年には「子ども・ も子ども自身です。少子化
子育て支援新制度」が施行さ 対策や労働政策、女性施策か
れ、19年10月には幼児教育・ ら解放されて、本来の「児童
保育の無償化が行われていま 福祉政策としての保育」とし
て考える必要を感じしていま

現代の保育制度は、子ども す。

いがらし・ゆづし 日本女子大学大学院文学研究科社
会福祉学専攻博士前期課程修了、東洋大学大学院福祉
社会デザイン研究科ヒューマンデザイン専攻博士後期
課程満期退学、修士（社会学）。専門「児童福祉 保育
史